

平成 30 年北海道胆振東部地震に伴う労災・適用徴収に関する Q & A

(平成 30 年 10 月 17 日)

平成 30 年北海道胆振東部地震に伴い、労働保険料の納期限の延長措置等を実施しておりますので、この Q & A をご参照いただければと考えております。

なお、個別の事案ごとの具体的な取扱いやご相談は、お近くの都道府県労働局又は労働基準監督署にお問い合わせいただきますようお願いいたします。

【目次】

1. 適用徴収業務関係

(申告・納期限の延長関係)

- Q 1 労働保険料の納期限の延長措置とは何ですか。 P. 1
- Q 2 いつまで延長されるのですか。 P. 1
- Q 3 延長後の具体的な納期限を教えてください。 P. 1
- Q 4 労働保険事務組合ですが、延長後の具体的な納期限を教えてください。 . . . P. 1
- Q 5 地震による被害を受けました。納期限を延長したいのですが、申請等は必要
ですか。 P. 2
- Q 6 指定地域以外に事業場があり、地震により被害を受けています。納期の延長
措置は受けられますか。 P. 2

(納付の猶予関係)

- Q 7 「納付の猶予」が受けられる場合があると聞きました。どのようなもの
ですか。 P. 2
- Q 8 「納付の猶予」の条件である「相当の損害」とは、どの程度ですか。 P. 3
- Q 9 「納付の猶予」を申請したいのですが、どのような書類を提出する必要が
ありますか。 P. 3
- Q 10 「納付の猶予」は何処に申請したらいいですか。 P. 3
- Q 11 「納付の猶予」の申請に期限はありますか。 P. 3

(保険料の免除関係)

- Q 12 地震による被害が甚大で、とても労働保険料を払えません。被害が大きい
場合、労働保険料は免除されませんか。 P. 3

(労働保険事務組合関係)

- Q 13 事務組合に委託をしている事業主ですが、今回の地震で委託していた労働

保険事務組合が被災し、労働保険事務を行えないとの連絡がありました。どうすればいいですか。．．．．． P. 4

Q 1 4 事務組合ですが、今回の地震で委託を受けている事業場が被災し、すべての事業場分の労働保険料が納付できません。どうすればいいですか。．．．．． P. 4

2. 労災保険給付業務関係

Q 1 5 仕事中に地震に遭遇して、ケガをしたのですが、労災保険が適用されますか。．．．．． P. 5

Q 1 6 被災地へ出張していた際、出張用務中に地震に遭い、ケガをした（死亡した）場合、労災保険が適用されるのでしょうか。．．．．． P. 5

Q 1 7 業界団体からの要請に基づいて従業員を被災地に派遣（在籍出向・転籍出向）させる場合、赴任途上も含めて現地での業務・通勤に労災保険は適用されるのでしょうか。．．．．． P. 5

Q 1 8 休憩時間中に地震にあつて負傷した場合、労災保険は適用されるのでしょうか。．．．．． P. 5

Q 1 9 外回りの営業に出ている従業員が地震で負傷した場合、労災保険は適用されるのでしょうか。．．．．． P. 5

Q 2 0 現在、避難所で生活していますが、労災の請求はどこにすればいいですか。．．．．． P. 6

Q 2 1 現在休業補償給付を受けています。避難所にいるため、いつも使っていたATMが遠くなりました。振り込んでもらう口座を変更したいのですが、どうしたらよいのでしょうか。．．．．． P. 6

Q 2 2 自宅が震災のため倒壊し、避難所から会社へ通勤していますが、その途上でケガをした場合、通勤災害になりますか。．．．．． P. 6

Q 2 3 いつも電車で通勤していますが、地震のため電車のダイヤが大幅に乱れているため、通常より2時間以上早く自宅を出て会社へ向かっている際にケガをした場合、通勤災害になりますか。．．．．． P. 6

Q 2 4 地震で電車が止まってしまったので、4時間歩いて家に帰りました。その時にケガをした場合、通勤災害になりますか。．．．．． P. 7

- Q 2 5 電車が止まっていたため、その日は会社近くのホテルに宿泊し、翌朝ホテルから出勤する途上でケガをしました。この場合通勤災害になりますか。 P. 7
- Q 2 6 地震のため電車が動いておらず、職場で一晩とまってから翌朝帰宅しました。帰宅途中でケガをした場合、通勤災害になりますか。 P. 7
- Q 2 7 地震でケガをして入院している妻の看護のために、寝泊まりしている病院から出勤する途中でケガをしましたが、通勤災害になりますか。 P. 7
- Q 2 8 地震で自宅が倒壊したため、その後は友人の家に一時的に住まわせてもらっています。友人の家から会社まで行く際のケガは通勤災害になりますか。 P. 8
- Q 2 9 地震により通院していた医療機関が損壊した場合、転医の手続はどのようにしたらよいでしょうか。 P. 8
- Q 3 0 地震により通院していた医療機関が倒壊し、遠くの医療機関に転医せざるを得ない場合、通院費は支給されるのでしょうか。 P. 8
- Q 3 1 地震により車いすが壊れてしまった場合、再度支給されるのでしょうか。 P. 8
- Q 3 2 労災年金の請求書等を提出したいのですが、自分のマイナンバーがわかりません。 P. 8

1. 適用徴収業務関係

(申告・納期限の延長関係)

Q 1 労働保険料の納期限の延長措置とは何ですか。

(答)

平成 30 年北海道胆振東部地震による被害にかんがみ、指定地域（※）に所在地を有する事業場等について、労働保険の申告書の提出期限、保険料等の納期限を延長するものです。

(※)

北海道	勇払郡厚真町、勇払郡安平町、勇払郡むかわ町
-----	-----------------------

(参考)

指定地域に所在地を有する労働保険事務組合と、これに労働保険事務を委託している事業場も含まれます。

労働保険料のほか、一般拠出金及び特別保険料も対象です。

Q 2 いつまで延長されるのですか。

(答)

被災者の状況に十分配慮して検討していくこととしており、具体的な日は、まだ決まっています。決まりましたら、厚生労働省のホームページ等で周知を行うこととしています。

(参考)

災害のやんだ日から 2 か月以内の日を定めることとされています。

なお、「災害のやんだ日」については、個々の被災の状況により個別に判断することになります。

Q 3 延長後の具体的な納期限を教えてください。

(答)

被災者の状況に十分配慮して検討していくこととしており、具体的な日は、まだ決まっています。決まりましたら、厚生労働省のホームページ等で周知を行うこととしています。

(参考)

30 年度の通常時は、①第 1 期・全期は 7 月 10 日、②第 2 期は 10 月 31 日、③第 3 期は 1 月 31 日となります。

Q 4 労働保険事務組合ですが、延長後の具体的な納期限を教えてください。

(答)

被災者の状況に十分配慮して検討していくこととしており、具体的な日は、まだ決まっています。決まりましたら、厚生労働省のホームページなどで周知を行うこととしています。

(参考)

30年度の通常時は、①第1期・全期は7月10日、②第2期は11月14日、③第3期は2月14日となります。

Q5 地震による被害を受けました。納期限を延長したいのですが、申請等は必要ですか。

(答)

指定地域(※)に所在地を有する事業場等については、一律に申告・納期限が延長されますので、申請等は必要ありません。

※指定地域についてはQ1をご参照ください。

Q6 指定地域以外に事業場があり、地震により被害を受けています。納期の延長措置は受けられますか。

(答)

- ①指定地域(※)に所在地を有する事業場、
- ②平成30年9月6日(災害発生日)において指定地域(※)に所在地を有する労働保険事務組合、
- ③同日において指定地域(※)に所在地を有する労働保険事務組合に労働保険事務を委託している事業場

でなければ、納期限の延長措置は受けられません。

しかし、一定の条件を満たしていれば、「納付の猶予」を受けられる場合があります。

※指定地域についてはQ1をご参照ください。

(納付の猶予関係)

Q7 「納付の猶予」が受けられる場合があると聞きました。どのようなものですか。

(答)

地震により事業財産に相当の損失を受け、労働保険料等を納付することが困難となった場合には、申請を行っていただくことにより、一定期間の納付の猶予を受けることができる制度があります。

Q 8 「納付の猶予」の条件である「相当の損害」とは、どの程度ですか。

(答)

事業の経営のために直接必要な財産（事業財産）のおおむね 20%以上に損失を受けた場合です。

詳しくは、お近くの都道府県労働局又は労働基準監督署にご相談ください。

Q 9 「納付の猶予」を申請したいのですが、どのような書類を提出する必要がありますか。

(答)

都道府県労働局又は労働基準監督署に用意してある、「納付猶予申請書」と「被災明細書」を提出いただく必要があります。

詳しくは、お近くの都道府県労働局又は労働基準監督署にご相談ください。

Q 10 「納付の猶予」は何処に申請したらいいですか。

(答)

事業場の所在地を管轄する都道府県労働局又は労働基準監督署に必要な書類を提出していただく必要があります。

詳しくは、お近くの都道府県労働局又は労働基準監督署にご相談ください。

Q 11 「納付の猶予」の申請に期限はありますか。

(答)

災害がやんだ日から2か月以内に申請いただく必要があります。

なお、「災害のやんだ日」については、個々の被災の状況により個別に判断することになりますので、お近くの都道府県労働局又は労働基準監督署へご相談ください。

(保険料の免除関係)

Q 12 地震による被害が甚大で、とても労働保険料を払えません。被害が大きい場合、労働保険料は免除されませんか。

(答)

今回の地震に関し受けられる措置は、労働保険料の申告・納期限の延長措置や納付の猶予措置であり、保険料は免除されません。

なお、労働保険料の納付については、お近くの都道府県労働局又は労働基準監督署にご相談ください。

(労働保険事務組合関係)

Q 1 3 事務組合に委託をしている事業主ですが、今回の地震で委託していた労働保険事務組合が被災し、労働保険事務を行えないとの連絡がありました。どうすればいいですか。

(答)

事務組合に委託している事業場については、災害発生日である平成 30 年 9 月 6 日に指定地域(※)に主たる事務所がある事務組合に労働保険事務処理を委託していれば、申告・納期限の延長を受けられます。

なお、その他の詳しい事務処理方法については、管轄の都道府県労働局にご相談ください。

※指定地域については Q 1 をご参照ください。

Q 1 4 事務組合ですが、今回の地震で委託を受けている事業場が被災し、すべての事業場分の労働保険料が納付できません。どうすればいいですか。

(答)

事務組合は、災害発生日である平成 30 年 9 月 6 日に指定地域(※)に主たる事務所がある事務組合については申告・納期限の延長を受けられます。

なお、その他の詳しい事務処理方法については、管轄の都道府県労働局にご相談ください。

※指定地域については Q 1 をご参照ください。

2. 労災保険給付業務関係

Q 1 5 工作中に地震に遭遇して、ケガをしたのですが、労災保険が適用されますか。

(答)

工作中に地震に遭い、ケガをされた（死亡された）場合には、通常、業務災害として労災保険給付を受けることができます。これは、地震によって建物が倒壊する等という危険な環境下で仕事をしていたと認められるからです。「通常」としていますのは、仕事以外の私的な行為をしていた場合を除くためです。

Q 1 6 被災地へ出張していた際、出張用務中に地震に遭い、ケガをした（死亡した）場合、労災保険が適用されるのでしょうか。

(答)

出張は、開始から終了まで業務遂行性（業務命令に服している状態）があるとされますので、この間に地震などの災害に遭った場合には、私的行為中などを除いて、労災保険の適用があります。

Q 1 7 業界団体からの要請に基づいて従業員を被災地に派遣（在籍出向・転籍出向）させる場合、赴任途上も含めて現地での業務・通勤に労災保険は適用されるのでしょうか。

(答)

お尋ねの場合では、出向先までの赴任途中の災害については、原則、出向先の労災保険が適用されます。また、出向先での勤務が始まった場合には、通常の勤務となるので業務災害や通勤災害の適用があります。なお、出向ではなく、出張として派遣されたときは、出張開始から終了までに起こった災害は、私的行為中などを除いて、労災保険が適用されます。

Q 1 8 休憩時間中に地震にあつて負傷した場合、労災保険は適用されるのでしょうか。

(答)

休憩時間中でも事業場の管理する施設（会社の建物の中など）にいる時に、地震があり、建物が倒壊して被災した場合には、工作中と同じ考え方（Q 1）で業務上の災害として労災保険給付が受けられます。

Q 1 9 外回りの営業に出ていた従業員が地震で負傷した場合、労災保険は適用されるのでしょうか。

(答)

事業場の外で勤務しているときに地震に遭遇し、被災した場合には、その時に明らかに私的行為中でない限り、危険な環境で仕事をしていたとして業務災害と認められ、労災保険給付が受けられます。

Q 2 0 現在、避難所で生活していますが、労災の請求はどこにすればいいですか。

(答)

労災の請求は、通常、事業場（会社）を管轄する労働基準監督署に請求書を提出していただきますが、郵送での提出も可能ですし、最寄りの監督署へ提出をご相談いただくことも可能です。

Q 2 1 現在休業補償給付を受けています。避難所にいるため、いつも使っていたATMが遠くなりました。振り込んでもらう口座を変更したいのですが、どうしたらよいでしょうか。

(答)

お振り込み口座の変更は休業補償給付の請求書でできます。請求書に「口座変更」欄があるので、新たに希望する口座を記載して提出してください。

Q 2 2 自宅が震災のため倒壊し、避難所から会社へ通勤していますが、その途中でケガをした場合、通勤災害になりますか。

(答)

地震により自宅が倒壊等したために避難所で生活をされている方は、避難所が「住居」となりますので、「住居」から会社へ向かう際の災害は通勤災害として認められます。

Q 2 3 いつも電車で通勤していますが、地震のため電車のダイヤが大幅に乱れているため、通常より 2 時間以上早く自宅を出て会社へ向かっている際にケガをした場合、通勤災害になりますか。

(答)

会社に早く行かなければいけない事情がある場合には、その事情の範囲内で早めに出勤しても通勤として認められます。

なお、この場合でも途中で逸脱や中断をした場合は通勤ではなくなりますので、ご注意ください。

Q 2 4 地震で電車が止まってしまったので、4 時間歩いて家に帰りました。その時にケガをした場合、通勤災害になりますか。

(答)

普段通勤に使用している電車等がその運行状況によって使用できずに、歩いて帰らざるを得ない状況であれば、通勤と認められます。

なお、この場合でも途中で逸脱や中断をした場合は通勤ではなくなりますので、ご注意ください。

Q 2 5 電車が止まっていたため、その日は会社近くのホテルに宿泊し、翌朝ホテルから出勤する途中でケガをしました。この場合通勤災害になりますか。

(答)

地震によって電車が運休し、自宅に帰ることができずに会社近くのホテルに泊まった場合には、宿泊したホテルを「住居」と認められます。したがって、翌日、会社に勤務のため向かう行為は通勤と認められます。

なお、この場合でも途中で逸脱や中断をした場合は通勤ではなくなりますので、ご注意ください。

Q 2 6 地震のため電車が動いておらず、職場で一晩泊まってから翌朝帰宅しました。帰宅途中でケガをした場合、通勤災害になりますか。

(答)

電車が動かないというようなやむを得ない事情がある場合、職場に宿泊してから帰宅する際のケガは通勤災害として認定されます。

なお、この場合でも途中で逸脱や中断をした場合は通勤ではなくなりますので、ご注意ください。

Q 2 7 地震でケガをして入院している妻の看護のために、寝泊まりしている病院から出勤する途中でケガをしましたが、通勤災害になりますか。

(答)

看護のために病院で寝泊まりをしている場合、病院から会社へ行く際のケガは通勤災害として認定されます。

Q 2 8 地震で自宅が倒壊したため、その後は友人の家に一時的に住まわせてもらっています。友人の家から会社まで行く際のケガは通勤災害になりますか。

(答)

お尋ねのような事情がある場合には、友人宅が「住居」と認められますので、通勤災害として認定されます。

Q 2 9 地震により通院していた医療機関が損壊した場合、転医の手続はどのようにしたらよいでしょうか。

(答)

転医後の労災指定医療機関に「療養（補償）給付たる療養の給付を受ける指定病院等（変更）届」様式第 6 号（通勤災害の場合は様式第 16 号の 4）を提出して下さい。

※今回の地震により被災労働者の所属事業場が損壊した等の理由から、様式第 6 号又は様式第 16 号の 4 に事業主証明を受けることが困難な場合には、事業主証明がなくとも請求書を提出することができます。

なお、離職後に届け出る場合には、事業主証明は必要ありません。

Q 3 0 地震により通院していた医療機関が損壊し、遠くの医療機関に転医せざるを得ない場合、通院費は支給されるのでしょうか。

(答)

住居地と同一市内に医療機関があるものの、地震による道路の寸断により通院が困難なため隣の市にある通院可能な医療機関に通院せざるを得なくなったものと認められた場合には、労災保険から交通費が支給されます。

Q 3 1 地震により車いすが壊れてしまった場合、再度支給されるのでしょうか。

(答)

労災保険で支給した車いすが故障した場合、耐用年数の状況等に応じて新たに支給若しくは修理を行うことができます。

ご相談のように、地震によりお使いの車いすが壊れ、修理不能となった場合には、耐用年数が過ぎていなくても再支給を行うことができます。

Q 3 2 労災年金の請求書等を提出したいのですが、自分のマイナンバーがわかりません。

(答)

震災でお手元にマイナンバーがわかるものがない場合は、その旨を監督署の職員に伝えたくて、マイナンバーを記載せずに請求書等を提出していただいても構いません。